

## RIDE ON MAKINOHARA デジタルクーポン事業 参加事業所募集要項

### 1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている市内店舗への経済活性化対策として実施します。また、コロナ禍でも安全性の高い非接触型イベントであるとともに、今後予想されるキャッシュレス社会への対応に向けた取り組みとします。

### 2 イベント概要

牧之原市LINE公式アカウントに登録した方が利用できるデジタルクーポンを配信します。  
お客様はレジでQRコードを読み取ることで、クーポンが使用済みになり、割引が受けられます。

### 3 開催期間

令和4年8月18日(木)から9月14日(水)までとします。  
開催期間を下記の通り、4ブロックに分けて実施します。

- 第1ブロック 8月18日(木)～8月24日(水)
- 第2ブロック 8月25日(木)～8月31日(水)
- 第3ブロック 9月1日(木)～9月7日(水)
- 第4ブロック 9月8日(木)～9月14日(水)

※ブロックごとの予算上限に達した場合には、そのブロックは早期終了する場合があります。

### 4 説明会について

7月に事業者向け説明会の開催を予定しています。参加事業所には別途通知します。

### 5 対象店舗及び条件

以下の全てを満たす店舗であること。

- ① 市内に店舗を有する事業者であること。
- ② 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者等であること。

※中小企業者等とは・・・以下の表を確認のこと。

業種分類	中小企業基本法の定義	業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額もしくは出資の総額が 3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額もしくは出資の総額が 1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額もしくは出資の総額が 5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 50人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額もしくは出資の総額が 5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100人以下の会社及び個人

- ③ 大規模小売店舗立地法第2条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する店舗でないこと。
- ④ 参加店舗の代表者等が、牧之原市暴力団排除条例(平成24年牧之原市条例第18号)第2条第1号に
- ⑤ 規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ⑥ 金額が予定額に達した場合など、イベント終了の告知など速やかな対応が求められることから参加店舗は連絡手段等として牧之原市 LINE 公式アカウントへ登録していること。
- ⑦ 下記のデジタルクーポン概要や留意事項に真摯に対応できること。

### 6 デジタルクーポン概要

参加事業所はあらかじめ以下のいずれかの割引率を選択して登録してください。

一度登録された割引率はイベント期間中には変更できません。

#### ●割引率

- A 1,000円以上の会計で300円割引
- B 3,000円以上の会計で900円割引

### ●配信時期

配信順は原則申請順ですが、業種、地域等に偏りがないように事務局で調整して配信します。事業者は配信するブロックを選択できません。

### ●利用の制限

1店舗につき、1人1回まで使用できます。また、1ブロックごとに利用できるクーポンは一人当たり7店舗分です。

#### 〈割引方法〉

- ① 設定額以上の買い物をしたお客様に、QRコードを読み取ってもらってください。読み取ると、その店舗のクーポンは使用済みになります。
- ② お客様のLINE クーポンが「使用済」になったことを確認したあと、お会計から割引額をレジにて差し引いてご対応ください。
- ③ 店舗で本事業とは別の割引やセールを行っている場合、LINE クーポンとの併用は可能です。但し、お店の判断で併用を不可とする場合や、他の割引サービスの使用条件上併用が禁止されている場合があります。
- ④ デジタルクーポンとレジは連動しません。レジでの割引対応を忘れずに行っていただくようお願いいたします。
- ⑤ お客様がLINE クーポンを利用された際でも、支払方法について特に指定はありません。お会計については店舗で可能な決済方法にてご対応いただくことが可能です。(現金、クレジットカード、その他電子決済等)

#### 〈割引分の補填〉

- ① 利用件数を事務局がシステムで確認し、それに割引額を乗じた金額を後日商工会より振り込みます。
- ② 店頭で割引されても、システム上でクーポンが使用済みにならないと補填されません。会計時に未使用のクーポンが、使用済みになったことを確認してください。

※1店舗の上限額は100万円です。割引額が100万円を超えるとその店舗のクーポンは利用できなくなります。

## 7 申込み

- ① 参加店舗の申込みは、専用の応募フォームから申し込んでください。応募フォームが使えない場合は、申請書に必要事項を記載して提出してください。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfIYNZ1rMBHmRysZx6pIU050FA71KfmNGAIwB3nf\\_e85POw/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfIYNZ1rMBHmRysZx6pIU050FA71KfmNGAIwB3nf_e85POw/viewform)

- ② 申込期間は、令和4年6月1日(水)～令和4年6月30日(木)(※必着)とします。
- ③ 申込みのあった店舗については条件等審査の上、参加店舗として登録させていただきます。
- ④ 参加店舗として登録された店舗には、説明会時にデジタルクーポン参加店舗であることを示すポスター、チラシ、クーポン用QRコードを配布します。説明会に参加できない店舗については後日郵送します。

## 8 留意事項

- ① クーポンの利用状況は事務局がシステムでチェックしていますが、QRコードの管理は厳格にしてください。不正な利用等が判明した場合には対象店舗から除外し、補填分の返還を求める場合があります。
- ② 支払時にクーポンを使用済みにし忘れることがないようにしてください。
- ③ 参加店舗であることを示すポスターについては、店内のわかりやすい箇所に掲示してください。
- ④ 参加店舗の住所、電話番号など必要事項の公表を承諾してください。
- ⑤ LINEアプリやQRコードなど、店頭での基礎的操作に対して親切な対応を心掛けてください。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防対策に万全を講じてください。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により開催要項に変更が生じた場合、速やかな対応をお願いします。

## 9 告知

市の広報誌、ホームページ、商工会広報、並びに新聞折り込みで告知を行う予定です。

## 10 事務局

牧之原市商工観光課 電話 0548-53-2647 / FAX 0548-52-3772 牧之原市商工会 電話 0548-53-2640 / FAX 0548-52-4846
--

※内容については予定です。一部内容が変更になる場合があります。